

F Dによる届書の返却について

従来、F Dでの届出書の場合は処理後、返却いたしておりましたが7月より提出されたすべての電子媒体の届出は返却せず、当分の間基金にて保管した後に抹消処理させていただきますのでご了承ください。

なお、F D再利用で返却希望される場合は、メモで結構ですので分かるように同封していただければ返却いたします。（入力されている個人データにつきましては抹消したものとなります。）

業務2課